

/物価高騰対応重点支援/

矢板市農業動力光熱費緊急支援事業費補助金（重点支援分）

令和7年も安定した農業経営に取り組めるよう燃油費等の価格上昇分を支援します！

市では、令和4年から毎年、燃油高騰対策支援を実施してきました。

しかしながら、燃油等の価格高騰は、依然として農業経営者にとって大きな負担になっていることから、令和7年も継続して営農に取り組める環境づくりを目的に、国の補助金を活用し、燃油等の価格上昇分として令和3年※1に支出した動力光熱費を基に10%を補助します。

※1 農業に係る団体等の場合は、事業年度の過半が令和3年分のもの

◆対象者

補助金の交付対象者は、次の要件を全て満たしている方です。

- 1) 認定農業者、新規就農者、農業に係る団体等
- 2) 農業経営改善計画の認定を受けている方
(年度内に認定を受ける方も申請可能です。)
- 3) 農業の税申告をしている方
- 4) 市税等を完納している方
- 5) 今後も同規模（8割以上）で継続して営農する方



◆補助金額

認定農業者等が、令和3年に支出した動力光熱費に対し、価格上昇分10%を補助します。

【個人の認定農業者の場合】

令和3年分農業申告書収支内訳書（青色申告者にあつては、青色申告決算書）の動力光熱費を基に10%を算出します。

ただし、15万円を上限とし、端数を切捨てとします。

【農業に係る団体等の場合】

事業年度の過半が令和3年分の決算書内訳書等の動力光熱費を基に10%を算出します。

ただし、25万円を上限とし、端数を切捨てとします。

※この補助金は、令和7年に交付決定するので令和7年分の農業収入として税申告をしてください。

◆申請方法

令和6年に申請されている方には、案内を送付いたします。

案内が届きましたら、必要書類を揃えて申請してください。

※ただし、6月1日現在農業経営改善計画の認定を受けていない方には送付しません。

申請期限までに認定を受ける場合は申請可能ですので、ご相談ください。

【必要書類】

- 1) 矢板市農業動力光熱費緊急支援事業費補助金（重点支援分）交付申請書兼実績報告書
- 2) 矢板市農業動力光熱費緊急支援事業費補助金（重点支援分）交付請求書
- 3) 市税完納証明書
- 4) 申請人名義の振込口座
- 5) 令和3年分税申告書、農業収支内訳書（青色申告者にあつては、青色申告決算書）※2

※2 令和6年に申請した方は添付不要です。

◆申請期限 令和7年8月8日（金）（期限厳守）

【提出・問合せ先】

矢板市経済部農林課

〒329-2192 矢板市本町5番4号

TEL 0287-43-6210

